

椿川ヒウオ祭り大会実行委員会運営規約

第1条（会の目的）

椿川ヒウオ祭りの準備・運営の業務を円滑に進め、参加者相互の親睦を深めるための活動を行うことを目的とする。

第2条（名称）

この会の名称を以下のとおりとする。

椿川ヒウオ祭り実行委員会

第3条（事務局所在地）

この会の事務局を以下に置く。

〒779-1750 阿南市椿町庄田86番地11(委員長宅)

第4条（会員）

椿川ヒウオ祭り実行委員であることを参加の条件とする。

第5条（役員）

この会に以下の役員を置く。

委員長 1名

会長 1名

会計 1名

第6条（役員の任期）

役員の任期は2021（令和3）年4月30日までとする。

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第8条（運営）

おおむね年1回の椿川ヒウオ祭りを開催する。重要事項については、会員による運営会議を行い円滑な業務遂行に努めるものとする。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第9条（会費）

会費を祭り開催時の寄付金とし、原則これを財源に運営費用として充てるものとする。

第10条（規約改正）

この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

委員長 〒779-1750 阿南市椿町庄田86番地11 武田 富明

会長 〒779-1750 阿南市椿町浜8番地3 武田 豊司

会計 〒779-1750 阿南市椿町地藏ヶ谷21番地 福井 敬

この規約は2020（令和2）年5月1日から適用する。